

令和元年度 地場産業トータルサポート事業補助金 公募要領

事業の概要

事業の目的

市内企業の事業計画の進行状況に合わせ、各企業の集中的に取り組みたい部分を支援し企業のストロングポイントの創出及びウィークポイントの改善を支援し、市内企業の活性化を図ることを目的とします。

対象要件

市内に事務所又は、事業所を有しかつ1年以上事業を営んでいる中小企業又は中小企業の共同体等で、以下の4事業から2事業以上を選択し実施すること。

※事業の選択については研究開発事業、販路開拓事業のいずれかを必ず選択してください。

1. 研究開発事業

新製品・新技術の開発を行う事業

2. 販路開拓事業

販路開拓のための展示会等（栃木県外で開催されるもの）への出展又はテストマーケティングを実施する事業

3. 基盤整備事業

事業を強化するために必要な設備投資や認証取得、販促物の作成及び販促ツールの整備事業

4. 産業財産権取得事業

特許権・商標権・意匠権・実用新案権への出願事業

令和元年7月

鹿沼市 経済部 産業振興課 商工振興係

〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1

TEL0289-63-2182 FAX0289-63-2189

<http://www.city.kanuma.tochigi.jp/>

【募集期間】

令和元年8月1日（木）～令和元年9月30日（月）

今回の公募は10月末日を目安に補助事業の認定を行う予定です。

【申請書類提出】

○提出先

鹿沼市役所新館5階 経済部 産業振興課 商工振興係

※申請内容を把握している方が直接提出してください。郵送でのご提出は受理できませんの
でご注意願います。

【お知らせ】

○申請書の不明点は、鹿沼市経済部産業振興課商工振興係までお問合せください。

お問い合わせ時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日（祝日除く） TEL：0289-63-2182

○本事業では、申請書に記載された事業計画について書類審査（1次審査）を行った後、外部
有識者が主となる審査会（2次審査）を開催し、より評価の高い事業提案を補助事業として
認定します。提出書類には不備がないようご注意ください。

なお、審査会は、代表者の出席が必要です（事業の責任者・担当者等の同席も可）。

○申請書類の不備や、内容が条件を満たしていない等の理由により書類を受理できない場合が
ございます。

○締切後の申請は受理できませんので、書類は余裕をもってご提出ください。

[目 次]

1. 本事業について

- (1) 事業の目的・・ 1 ページ
- (2) 補助（申請）対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- (3) 補助対象事業・・ 1 ページ
- (4) 補助対象外事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- (5) 補助対象要件・・ 2 ページ
- (6) 事業のスキーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- (7) 対象経費の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- (8) 応募件数等・・・ 5 ページ
- (9) 応募手続きの等の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 ページ
- (10) その他・・ 5 ページ

2. 申請書について

- (1) 申請書記入に際しての留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- (2) 提出書類・・ 6 ページ

3. 審査項目

- (1) 書類審査・・ 7 ページ
- (2) ヒアリング審査・・・ 7 ページ

1. 本事業について

(1) 事業の目的

市内企業の事業計画の進行状況に合わせ、各企業の集中的に取り組みたい部分を支援することにより、企業のストロングポイントの創出及びウィークポイントの改善を推進し、市内企業の活性化を図ることを目的としています。

(2) 補助（申請）対象者

①中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益法人、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合若しくは商工組合で次の各号のいずれにも該当するもの。

イ. 市内に事業所又は事務所を有し、かつ、1年以上事業を営んでいること。

ロ. 法人においては市内に商業登記をしているもの。個人事業者においては事業主が市内に住民登録をしているもの。

ハ. 市税の滞納がない者

②次の各号のいずれにも該当する団体

イ. 構成員の3分の2以上が市内に主たる事業所又は事務所を有し、法人においては市内に商業登記を個人事業者においては事業主が市内に住民登録をしている1年以上事業を営む中小企業者。（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者）

ロ. 構成員の全てに市税の滞納がないもの。

③鹿沼商工会議所及び栗野商工会

(3) 補助対象事業

本事業では指定された4事業分野から2事業分野以上を選択実施することになります。

事業分野	補助率・補助上限・実施期間
研究開発事業	補助上限額 150万円 補助率 4分の3 実施期間 補助事業認定から1年
基盤整備事業	
販路開拓事業	
産業財産権取得事業	

注1. 事業認定後上記分野の変更はできませんのでご注意ください

注2. 研究開発事業、販路開拓事業のいずれかは必ず選択してください

(4) 補助対象外事業

①それぞれの事業において、国・県・市・独立行政法人等が助成する他の制度と事業が重複するもの。

②研究開発事業・販路開拓事業において、全てを他社に委託し、企画だけを行う事業。（鹿沼商工会議所及び栗野商工会が行う事業についてはこの限りではありません。）

③公序良俗に反する事業。

(5) 補助対象要件

申請事業は以下の要件を満たすことが必要です。

【研究開発事業】

申請者が行う新製品・新技術の開発で、補助事業終了後に取り組んだ事業の成果を証明できるもの。ただし、事業の大部分を外注するものは対象になりません。

注. 申請段階において製品・技術として完成していない（利益を生み出していない）物や技術の開発であること。

【販路開拓事業】

申請者が行う販路開拓のための展示会等への出展事業又はテストマーケティングで、補助事業終了後に取り組んだ事業の成果（商談件数や販売（成約）金額・件数及びその後の引き合い状況等）の報告ができるもの。

注. 展示会等の会場において小売りが主たる目的でないこと。ただし、テストマーケティング（新たに開発した製品を、全国販売に先立って、限定した市場で試験的に販売し、種々の調査活動を行うこと）については小売りを目的とする場合でも対象とする

【基盤整備事業】

申請者が行う事業を実施するために必要な設備投資や認証等の取得・更新、カタログ等の作成及びホームページ等ウェブコンテンツの整備を行う事業であり、補助事業終了後に成果物の確認ができること。

注1. 設備投資・・・申請者の行う事業に使用される機械・装置・工具・器具（測定工具・検査工具・電子計算機・デジタル複合機）及びソフトウェア（以下、「機械装置」という。）を取得し、鹿沼市内の事業所又は事務所に設置するもの。ただし、汎用性の高いものについては対象外とする。

注2. 取得した機械装置についてはその機械装置の耐用年数の間の転売はできません。

注3. 認証等の取得・更新・・・ISOやJIS等の認証取得・更新

国の補助金や税制優遇措置等の対象製品として登録するための認証取得

性能試験等の証明書の取得

注4. 整備されたものが確認できること・・・事業実績報告において注1.～注3.の物品及び認証等については成果物の確認を行います。事業実績報告において上記成果物の確認ができない場合、基盤整備事業が適切に実施されなかったと見なし、**補助の対象外となることがあります**のでご注意ください。

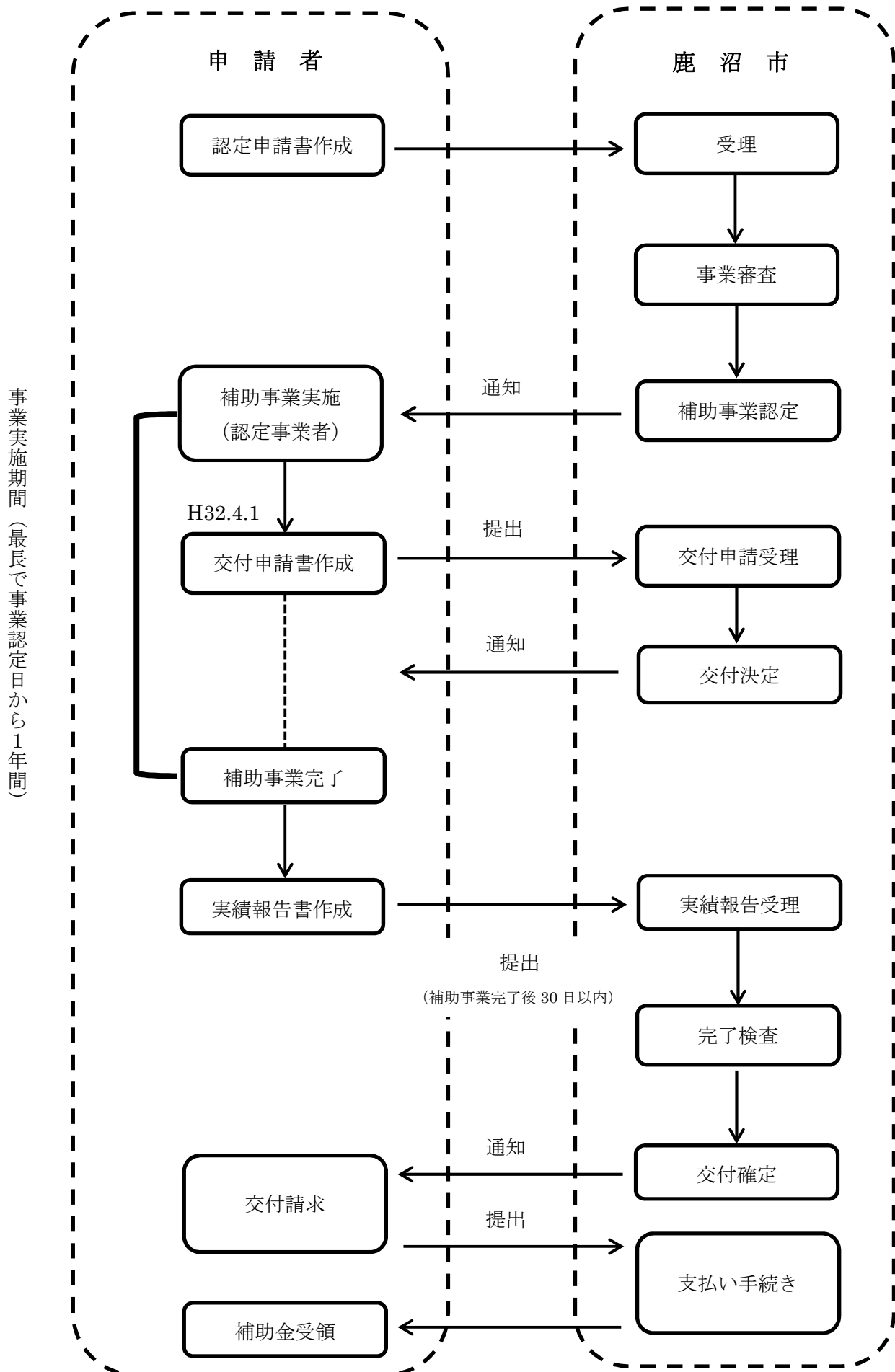
【産業財産権取得事業】

申請者が行う特許権・商標権・意匠権・実用新案権への出願・活用事業

注. 申請者が行う・・・申請者が出願人になっていることを言う。申請者以外の者と共同で出願し産業財産権を取得する場合、共同による出願者になりうるものは原則として研

究機関（大学（教授等を含む）・産業振興センター等の公的機関）、団体の場合は構成員全員が出願人となる出願のいずれかのみを対象とし、特許等を受ける権利の一部を譲渡するための共同出願等は認めない。また申請者が法人の場合は、法人名義による出願のみが対象となります。

(6) 事業のスキーム



(7) 対象経費の区分

事業分野	対象経費の内容
研究開発事業	<p>①材料の購入に要する経費</p> <p>②外部からの技術指導や知的財産権の導入に要する経費 注1. 技術を所有する他者との書面による契約が必要となります。(20万円未満のものは省略可)</p> <p>③測定、加工等に要する外注・委託費 注1. 外注・委託先との書面による契約の締結が必要となります。(20万円未満のものは省略可) 注2. 外注・委託費の上限は研究開発事業に係る経費の2分の1を上限とします。</p> <p>④デザインの購入に要する経費 注1. 完成した物を販売した場合に発生するロイヤリティー等については対象外となります。</p> <p>⑤その他研究開発事業において、市長が特に必要と認めるもの</p>
基盤整備事業	<p>①機械装置購入費及び借用に係る費用 注1. 機械装置とは税抜価格で30万円以上の設備投資を指します。 注2. 機械装置の据付に係る費用を含む(設置場所の整備工事・基礎工事は対象外とする) 注3. 借用に係る経費の対象となるのは事業認定日～補助事業終了までに支払った経費を対象とする。</p> <p>②カタログ等作成費 注1. カタログ等・・・自社の販促活動に必要な冊子類を含む</p> <p>③ノベルティ等作成費</p> <p>④ホームページ新規作成・リニューアルに係る費用 注1. リニューアルについてはホームページの全てを作り直すこと。一部のみの更新については対象外とし、リニューアル前の全ページとリニューアル後の全ページの比較をできるようにしておくこと。 注2. 外注・委託先との書面による契約が必要となります。(20万円未満のものは省略可)</p> <p>⑤国際標準化機構の定める国際規格等(注1)の認証等取得に係る申請料及び登録審査料、登録料 注1. 国際標準化機構の定める国際規格等…国の補助金や税制優遇措置の対象製品となるために必要な認証及び性能試験等の証明書の取得については等の扱いに含めます。 注2. 更新に係る費用については対象外。</p> <p>⑥その他基盤整備事業において、市長が特に必要と認めるもの</p>
販路開拓事業	<p>①展示会等への出展費 注1. 補助対象経費は原則として認定日から事業終了日までにかかった対象経費であるが、事業計画にて計画している展示会への出展費については認定日以前に発生した経費も対象とすることができます。</p> <p>②装飾費 注1. ブースの設営に係る外注費・委託費については外注・委託先との書面による契約が必要となります。(20万円未満のものは省略可) 注2. ブース装飾に係る費用は材料費のみを対象とし備品購入に係る費用については対象外となります。</p> <p>③運送費</p> <p>④交通費等(電車代、宿泊費、高速道路使用料) 注1. ガソリン代については対象外。</p> <p>⑤コーディネーター経費 注1. 委託先との書面による契約が必要となります。(20万円未満のものは省略可)</p> <p>⑥テストマーケティングに係る経費 注1. 小売りによるテストマーケティングを実施する場合、商品の製造に係る経費は対象外。</p> <p>⑦その他販路開拓事業において、特に市長が必要と認めるもの</p>
産業財産権取得事業	<p>①出願料</p> <p>②審査請求料</p> <p>③弁理士手数料</p> <p>④その他産業財産権取得事業において、特に市長が必要と認めるもの</p>

※対象となる経費は補助事業の認定日から事業終了まで発生した経費とします。(最長1年間)

(8) 応募件数等

同一法人・事業者での申請は、1申請に限ります。重複が認められた場合、申請は受理いたしかねますのでご注意願います。

注1. 団体での申請の場合、その構成員になっている者は1申請を行っているものとします。団体での申請と個別法人・事業所での申請が重複しないようご注意願います。

(9) 応募手続きの等の概要

①募集期間

募集開始 令和元年8月1日(木) 8時30分から

募集締切 令和元年9月30日(月) 17時00分まで

②提出先等

鹿沼市役所新館5階 経済部 産業振興課 商工振興係

※申請内容を把握している方が直接提出してください。郵送でのご提出は受理いたしかねますのでご注意ください。

③提出書類

指定された様式(鹿沼市ホームページに記載されたもの)に必要な事項を過不足なく記入してください。なお、様式第1号~様式第4号はA4版で片面印刷したものを正副2部ご提出ください。

④審査方法

書類審査(1次審査)及びヒアリングによる審査(2次審査)

※2次審査には、代表者の出席が必要です(事業の責任者・担当者等の同席も可)。

※審査は提出書類を基に行いますので、不備のないよう十分にご注意してください。

※必要に応じて、提出書類の内容について確認させていただく場合があります。

⑤審査結果の通知

審査会による補助事業の決定後、応募者全員に審査結果を通知します。

(10) その他

①事業が認定された場合であっても予算の都合等により補助額が減額される場合があります。

②虚偽の申請があった場合、事業認定後・交付決定後であっても事業認定や交付決定を取り消し、既に交付されている補助金については全額返還していただきます。

③代表者等について暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、事業認定いたしません。また事業認定後・交付決定後であっても認定や交付決定を取り消し、既に交付されている補助金については全額返還していただきます。

2. 申請書について

(1) 申請書記入に際しての留意点

①様式第1号（第5条関係）地場産業トータルサポート事業補助金認定申請書

- ・日付は提出日を記入してください
- ・代表者氏名には肩書の後に氏名を記入してください。（法人・団体に限る）
- ・捺印は必ず代表印を捺印ください。（個人事業主の場合は個人印）
- ・事業名を忘れずに記入ください。

②様式第2号（第5条関係）選択事業概要

- ・事業名は様式第1号（第5条関係）の事業名を記入ください。
- ・実施事業の選択項目は実施する事業の左側の欄に○をつけてください。
- ・実施事業の実施事業及び説明は簡潔に記入ください。
- ・実施事業の新分野進出は日本標準産業分類の細分類において現在自社で実施している（売り上げがある）業種とは別の業種を始める場合を指し、別業種を始める場合「あり」に☑チェックを入れ実施する内容を記入してください。新分野進出に該当しない場合は「なし」に☑チェックをいれてください。
- ・実施事業の既存事業の拡張は現在実施している事業について新たに研究開発や販路開拓を新たに行う場合は「あり」に☑チェックをいれ、既存事業の拡張の内容を記入してください。既存事業の拡張に該当しない場合は「なし」に☑チェックをいれてください。

③様式第3号（第5条関係）事業計画書

- (1) 目的は50字程度で記入してください。
- (2) 事業概要には300字以上1,000字以内で、どのような事業をどのように実施しどのように目的を達成するのかを申請者の抱える課題と解決法を交えて記入してください。
- (3) スケジュールについては実施項目をいつ頃取り組むのか矢印や○で記入ください。また申請者の繁忙期について該当する月がわかるよう矢印や○で示してください。
- (4) 事業実施後の効果及び事業継続について、効果は必ず事業実施前と事業実施後で比較ができるよう数値で示してください。事業継続については継続することにより売上等がどのようになっていくかを数値で示しその理由を記入してください。

④様式第4号（第5条関係）収支予算書

(2) 提出書類

①様式第1号（第5条関係） 地場産業トータルサポート事業補助金事業認定申請書

②様式第2号（第5条関係） 選択事業概要

③様式第3号（第5条関係） 事業計画書

④様式第4号（第5条関係） 収支予算書

⑤決算書2期分

注1. 個人事業主においては確定申告書の写し2年分 第1表・第2表 収支決算書 申告時に第3表から第5表までの申告を行っている場合にはすべてご提出願います。

⑥登記事項全部証明

注1. 個人事業主においては事業主の住民票の写し

注2. 団体の場合、構成員全員の登記事項全部証明もしくは事業主の住民票の写し

⑦市税納税証明書（市提出用）

⑧団体等による申請の場合構成員名簿（名称、住所、代表者氏名、連絡先の記載があるもの）

⑨その他市長が必要と認める書類

3. 審査項目

(1) 書類審査（1次審査）

○選択事業概要の実施事業

※本補助金は研究開発・販路開拓を推進しています。

○事業計画書の事業実施後の効果及び事業継続について

※事業の効果については数値目標を立て、事業実施前と実施後が対比できるように記載してください。

○収支予算書・決算書

※本補助金の交付方法は、事業完了後の精算払いとなります。資金調達が可能な範囲での予算作成をお願いします。

(2) ヒアリング審査（2次審査）

代表者にご出席いただき（事業の責任者・担当者の同席も可）、以下の観点から外部有識者を含めて審査を行います。

○選択事業

・新分野進出・既存事業の拡張が応募者の事業活動に寄与すると認められる。

○目的

・目的が明確で、応募者の事業に対する意欲が感じられる。

○事業概要

- ・事業計画は目的の達成が可能な内容になっている。
- ・自社の抱える課題について明確に考察されている。
- ・課題を踏まえ、今後注力する部分について明確に考察されている。

○スケジュール

- ・事業は計画的に実施される予定となっている。
- ・自社の繁忙期との兼ね合いは考慮されている。

○組織・資金・財務

- ・事業の実施が十分に可能な組織体制である（他者との連携を含む）。
- ・事業資金（予算）は適正である。また、資金調達が十分に可能な範囲での計画である。
- ・応募者の経営は健全である。

○事業実施効果・事業継続

- ・事業実施により課題の解決につながるが見込まれる。
- ・認定期間終了後も事業継続が見込まれる。
- ・製品開発や販路開拓等により、売上げの増加・経営基盤の強化が期待できる。
- ・従業員の待遇改善や雇用の創出が期待できる。
- ・地域経済への波及効果が見込まれる。
- ・新たな産業の創出に繋がる見込みがある。
- ・将来的に市の経済を牽引する企業や代表的な産物・事業に繋がる可能性がある。